

朝霞第三中学校生徒会会則

第1章 名称

第1条 本会は、朝霞市立朝霞第三中学校生徒会と称する。

第2条 本会の本部は、当校内に置く。

第2章 会員

第3条 本会は、朝第三中学校生徒で組織する。

第4条 会員は、平等な権利と義務を有する。

第3章 目的

第5条 本会は、すべての会員が自主的に責任をもって行動し、生徒の自治活動を通じて、互いに励まし合い努力するとともに、みんなが楽しい学校生活を送れるようにすることを目的とする。

第6条 前条の目的を達成するため、次の活動を行なう。

1. 学校生活の向上に関する事。
2. 文化活動に関する事。
3. 運動に関する事。
4. その他、本会の目的を達成するために必要な事。

第4章 機関及び組織

第7条 本会を運営するために、次の機関を置く。

- | | | | | | |
|------------|------------|-----------|--------|---------------|--------|
| 1. 生徒給会 | 2. 自治委員会 | 3. 各専門委員会 | 4. 本部会 | 5. 部長会 | 6. 学級会 |
| 7. 選挙管理委員会 | 8. 専門委員長会議 | 9. 算委員会 | 10. 各部 | 11. その他の必要な機関 | |

第8条 本会は、後記のように組織する。

(後記組織表参照)

第5章 本部会役員

第9条 本会は、次の役員を置く。

- 会 長 1名
副会長 2名(1年1名、2年1名)
書 記 2名(1年1名、2年1名)
会 計 2名(1年1名、2年1名)
庶務 2名(1年1名、2年1名)

第10条 本会の役員の仕事は、下記の通りとする。

- 会 長： 生徒会を代表し、生徒会全体をまとめ、会員の自治活動を指導する。
副会長： 会長を助け、会長不在の場合、会長の代理をする。
書 記： 本部会の記録をとり、管理を行う。会計生徒会費についての、さまざまな仕事を行う。
庶 務： 会計や書記以外のさまざまな仕事を行う。

第11条 各役員の任期は1年間とする。

第6章 総会

第12条 生徒会の定期総会は、毎年5～6月に開く。

また自治委員会が必要と認めた場合及び会員の3分の1以上が必要と認めた場合は、臨時生徒総会を開くことができる。

第13条 総会は、次の機能を持つ。

1. 会則の制定及び変更。
2. 予算及び決算の承認。
3. 行事予定の決定及び前年度行事報告の承認。

4. その他、生徒会の目的達成に必要な事項の決定及び承認。

第14条 生徒総会は、生徒会の最高決議機関である。

第7章 自治委員会

第15条 自治委員会は、各学級男子1名、女子1名の自治委員により構成される。ただし、自治委員の任期は半年とし、前期は4月1日から9月30日まで、後期は10月1日から3月31日までとする。

第16条 自治委員会は、次の機能を持つ。

1. 各委員会及び各学級から選出された事項の審議決定。
2. 急を要する事項について、総会に代わる審議決定。

第17条 会議は、自治委員の3分の2以上の出席によって成立し、議決は、出席者の多数決による。

第8章 予算委員会

第18条 予算委員会は、自治委員、専門委員長、部長、本部会役員で構成し、予算案を作成し、総会に提出する。

第9章 専門委員会

第19条 本会の活動を活発にするため、下記の専門委員会を設け、委員長、副委員長、書記各1名を置く。

専門委員の構成・任期は、自治委員に準ずる。専門委員会規定は、別に設けることができる。

生活委員会・体育委員会・給食委員会・環境安全委員会・保健委員会・図書委員会・放送委員会・広報・掲示委員会

第10章 会計

第20条 会計は、本部会会計が任務を行う。

第21条 本会の経費は、生徒会費(年額500円)事業及び寄付金による。

第22条 会計の予算案は、予算委員会で作成する。

第23条 本会の決算は、本部が作成し、自治委員会の審議を得て総会に提出し、その承認を得る。

第24条 本会の会計年度は、4月1日に始まり3月31日に終る。

第11章 改

第25条 会則及び選挙細則の改正は、自治委員会で発議され、総会の3分の2以上の賛成を得なくてはならない。

附則

第26条 本会の会議は、すべて公開する。

第27条 本会則は、昭和48年10月12日より施行する。

第28条 本会則は、平成13年10月12日より施行する。

第29条 本会則は、平成30年6月15日より施行する。

第30条 本会則は、令和7年6月3日より施行する。

朝霞第三中学校生徒会選挙細則

第1章 選挙管理委員会

第1条 選挙管理委員は、生徒会本部役員選挙管理を行ない、選挙の必要のある場合は、特別に選出する。

第2条 選挙管理委員は、各学級1名選出する。立候補者と運動員は、選挙管理委員になれない。

第2章 選挙権・立候補者の資格

第3条 本会員は、選挙権を有する。

第4条 本会員は、被選挙権を有する。

第5条 選挙人名簿は、学級名簿の選挙管理委員への提出をもってこれに代える。

第3章 投票と開票

第6条 選挙は、定員内の任投票により行なう。

第7条 投票の管理、立会人は選挙管理委員がこれにあたる。

第8条 理由のない不在者投票は認めない。

第9条 選挙人は投票した被選挙人の氏名を述べる義務はない。

第10条 投票用紙は選挙管理委員会が作成する。

第11条 開票の理、立会人は選挙管理委員がこれにあたる。

第12条 次の投票は認めない。

1. 正規の用紙以外に書いたもの。
2. はっきりしていないもの。
3. 規定以上の印をつけたもの。
4. 規定以外の印をつけたもの。
5. その他、判断のむずかしいもの。

第13条 選挙管理委員会は、選挙の結果を報告する義務がある。

第14条 選挙の結果に異議申立ての期間は、翌日の正午までとし、翌日が休日のときは、その翌日の正午までとする。

第4章 告示・立候補者

第15条 立候補者は、選挙の告示期間中に選挙管理委員に立候補の届出を行なう。

第16条 立候補の重複はできない。

第17条 定期選挙には3年生は立候補できない。

第5章 選挙運動

第18条 立候補者の立会演説、放送による演説、校内のポスター掲示および朝や昼休みのよびかけをもって、選挙運動とする。

第19条 選挙運動は、立候補者および協力者のみとする。

第6章 定期選挙

第20条 定期選挙は原則として、9月中に行う。

第7章 補欠選挙

第21条 本部役員に欠員が生じた場合は、次点の生徒を充てる。次点がない場合は、原則として30日以内に補欠選挙を行なう。補欠選

挙規定は、定期選挙に準ずる。

第 8 章 者選人

第 22 条 当選には、有効投票数の 3 分の 1 以上の宿任を必要とする。

第 23 条 選挙から 2 カ月以内に、当選者の事故、または不正のあったことが明らかとなった場合は、次点をもって当選とする。

第 24 条 本部会役員は、自治委員、専門委員を兼任してはならない。

第 25 条 選挙により選出された役員は、すべて辞任権を有す。辞任の受理者は、自治委員会とする。

第 9 章 リコール

第 26 条 本会員は、すべて当選人をリコールする権利を有する。

第 27 条 リコールは、全会員の 20%以上の署名をもって発議され、総会の 3 分の 2 以上の賛成をもって成立する。